

2017年10月1日以降始期契約用

＜企業財産包括保険＞

# プロパティ・マスター *PROPERTY MASTER*

のご案内

---

MS&AD

三井住友海上火災保険株式会社

# はじめに

# PROPERTY MASTER

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。当社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

企業を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、企業リスクに適切に対処するための「リスクマネジメント」の重要性が益々増大しており、リスクマネジメントを経営戦略上極めて重要な課題の一つと位置付け、統一の方針に基づくリスク管理を志向する企業が増加していることが、近年の傾向と言えます。また、貴社におかれましても効率的かつ合理的なリスクヘッジ手法の構築は重要な課題であると存じます。

当社におきましては、そのようなニーズにこたえるべく、企業のリスクマネジメントの最適化手法の構築へ向け鋭意取り組んでおりますが、今般、企業の抱えるリスクについて**全物件を包括した幅広い補償が提供可能な商品**

## 「プロパティ・マスター」(企業財産包括保険) PROPERTY MASTER

をご案内いたします。

本商品を導入されることにより、貴社に最適なリスクヘッジ手段の構築が実現し、貴社リスクマネジメントの高度化・一元化に資するものと確信しておりますので、是非本商品をご検討・ご採用いただければ幸いです。

当社は、貴社のより充実した、かつ最適なリスクマネジメントの構築に向け、各種商品・サービスをご提供させていただくとともに、全面的にご支援・参画させていただきたいと考えております。

今後とも貴社リスクマネジメントの推進にあたりましては当社をパートナーとしてご用命くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

\*このご案内はプロパティ・マスター（企業財産包括保険）の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等でご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1

コンセプト・概要

3ページ

2

標準商品内容

5ページ

3

保険料の精算

16ページ

4

オプション特約

17ページ

5

被災設備修復サービス

18ページ

6

気象情報アラートサービス

20ページ

7

導入フロー

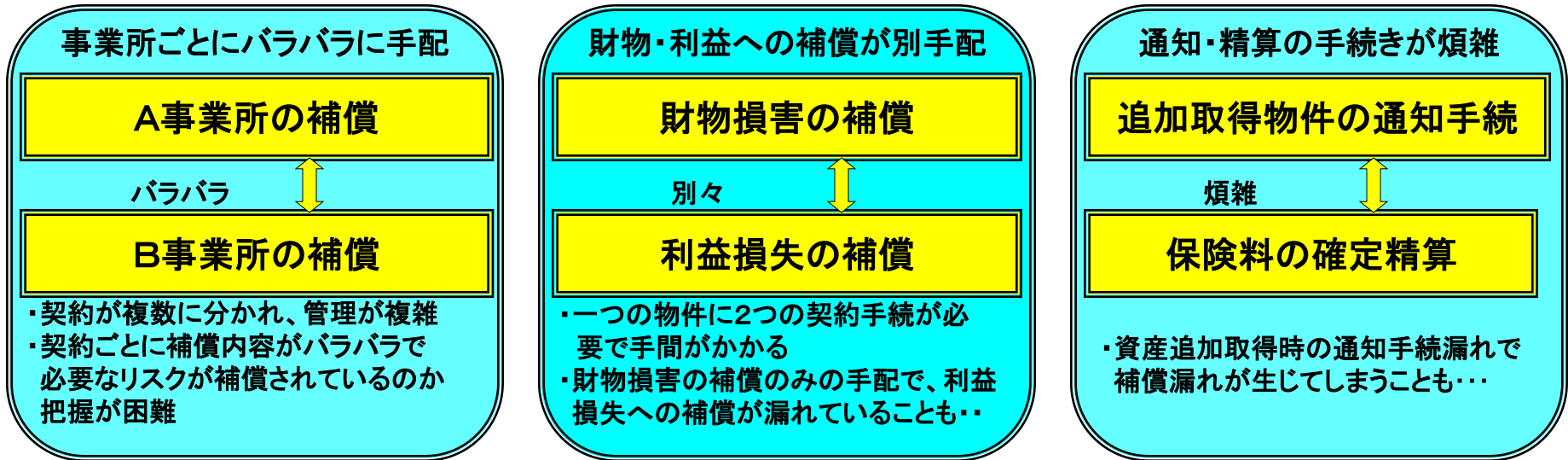
21ページ

# 1. コンセプト・概要①

**PROPERTY  
MASTER**

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

これまでの保険では・・・



手続きが煩雑で総合的な管理が困難 → 万一の場合に思わぬ損失が発生する懸念がありました。

包括補償型火災保険 **プロパティ・マスター** が解決！



# PROPERTY MASTER

## 1. コンセプト・概要②

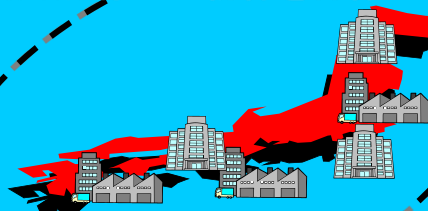
＜プロパティ・マスターのベースコンセプト＞

貴社の「全ての財産」を「さまざまな危険」から「簡便な手続き」で補償します！

財物の保険金額が10億円以上の法人のお客さまが対象となります。

全物件包括化

国内所有の全物件を付保



財物・利益の  
オールリスク補償

火災、落雷、破裂・爆発、  
風災、雹(ひょう)災、雪災、  
水災、電氣的事故・機械的  
事故、その他偶然な事故

※保険金をお支払しない主な場合  
故意、欠陥、地震等

簡便な手続き

★新たに取得した財産は通知の有無にかかわらず一定額まで自動補償！

★保険料精算手続無し<sup>(注)</sup>で保険料を確定する契約方式も選択可能！

(契約をご継続いただく場合)

(注)長期契約の場合は取扱いが異なります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

貴社のリスク実態にあわせた補償の選択設計も可能です！

## 2. 標準商品内容①

PROPERTY  
MASTER

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔保険の対象〕

貴社が国内で所有する全物件を対象とします。

#### ★財物損害の契約対象★

〔全物件包括契約方式〕

貴社所有の日本国内所在の全物件を包括的に保険の対象とします。

※一部保険の対象とならないものがあります。

- ①建物、機械、設備・装置、器具、工具、什（じゅう）器または備品
- ②商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品副産物または副資材

※上記②は保険の対象から除くことができます。

※保険の対象とならない主なもの

- ・居住の用に供する個人所有の建物および生活用動産
- ・日本国外所在物件、動物・植物、プログラム・データ
- ・走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車等
- ・電車、機関車、航空機、船舶、坑道内所在物件
- ・海等に浮遊する物件・海等の水中に設置された物件
- ・営業倉庫業者が管理する保管貨物
- ・その他明細書記載の除外物件

※保険申込書に明記しなければ保険の対象とならない主なもの

- ・門、塙、垣、基礎工事、煙突、煙道、コンクリート水槽、棧橋
- ・軌道、護岸、防油堤その他土木構築物
- ・他人に貸与または管理を委託している物
- ・通貨、有価証券、印紙、切手等
- ・1個1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他美術品
- ・稿本、設計書、図案、雛（ひな）型、鑄（い）型、模型、証書、帳簿など

#### ★利益損失の契約対象★

〔全物件包括契約方式〕

貴社所有の日本国内所在の全物件を包括的に保険の対象とします。

※一部保険の対象とならないものがあります。

- ①左記財物損害の保険の対象
- ②①の保険の対象の所在する敷地内にある貴社占有物件
- ③①の保険の対象である建物等のうち他人が占有する部分
- ④①の保険の対象である建物等に隣接するアーケードまたはそれに面する建物等
- ⑤①の保険の対象である建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
- ⑥①または②と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備

※保険の対象とならない主なもの：左記に同じ

※保険申込書に明記しなければ保険の対象とならない主なもの：左記に同じ

#### ★保険金額・支払限度額の設定★

財物損害の補償

- ①の保険金額は「再調達価額」または「時価額」で、
- ②の保険金額は「在庫価額」で設定します。

※①②の合計額で設定した保険金額の範囲で、支払限度額が設定されます（詳細は10ページをご確認ください）。

利益損失の補償

貴社の利益率などを基に、支払限度額を設定します。

## 2. 標準商品内容②

**PROPERTY  
MASTER**

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔保険金をお支払いする主な場合〕

#### (1) 損害保険金

##### ①火災、落雷、破裂・爆発

財物リスクとしては最もベーシックな危険です。事故が発生するとその被害は甚大なものとなる可能性があります。

##### ②風災、雹(ひょう)災、雪災

我が国の自然災害リスクとしてはベーシックなものです。大型台風が到来すると企業財産へ与える影響も決して小さくありません。

##### ③水災

物件所在地により大きくリスクが異なります。

##### ④電氣的事故・機械的 accident

機器の種類や管理状況等によりリスクが異なります。

##### ⑤その他偶然な事故

物体の衝突・飛来、水ぬれ、破損などの偶然な事故(上記①～④以外)をいいます。事故傾向は小規模ですが高頻度なリスクといえます。

#### (2) 利益保険金

##### ①火災、落雷、破裂・爆発

##### ②風災、雹(ひょう)災、雪災

##### ③水災

##### ④電氣的事故・機械的 accident

##### ⑤その他偶然な事故

※損害保険金と利益保険金の補償リスクは原則同じとなります。

#### (3) 費用保険金

☆臨時費用 ☆残存物取片づけ費用 ☆失火見舞費用 ☆地震火災費用 ☆修理付帯費用

## 2. 標準商品内容③

# PROPERTY MASTER

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔プロパティ・マスター標準補償内容／従来商品との補償比較〕

○：普通保険約款で補償の対象 ×：普通保険約款で補償の対象外

保険の対象または種類	普通火災 (一般物件)	普通火災 (工場物件)	プロパティ・ マスター 〈財物損害〉	企業費用・利 益総合保険	プロパティ・ マスター 〈利益損失〉
事故の種類					
火災	○	○	○	○	○
落雷	○	○	○	○	○
破裂・爆発 <small>(ボイラ・タービン類の破裂・爆発により、その機器に生じた損害は対象外)</small>	○	○	○ <sup>(注4)</sup>	○	○
風災、雹(ひょう)災、雪災	○ <sup>(注1)</sup>	○ <sup>(注1)</sup>	○ <sup>(注1)</sup>	○	○
給排水設備の事故等による水ぬれ	×	○	○	○	○
騒擾(じょう)	×	○ <sup>(注1)</sup>	○	○	○
航空機の墜落	×	○ <sup>(注1)</sup>	○	○	○
車両の衝突・接触	×	○ <sup>(注1)</sup>	○	○	○
上記以外の物体の飛来・衝突	×	×	○	○	○
盗難	×	×	○	○	○
水災	×	×	○	×	○
電氣的・機械的事故	×	×	○ <sup>(注2)(注3)</sup>	○ <sup>(注5)</sup>	○ <sup>(注2)(注3)</sup>
地震	×	×	×	×	×
その他の偶然な事故(破損・汚損等)	×	×	○	○	○

(注1) 特に定めがない場合、1敷地内の損害の額が20万円以上の場合に限り補償の対象となります。

(注2) 電氣的・機械的事故の補償には「補償」型と「補償限定」型があります。「補償」型を選択した場合でも、電氣的事故・機械的事故については5ページの【保険の対象】の範囲にかかわらず、保険の対象に含まれないものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注3) 「補償限定」型を選択した場合、「電氣的事故・機械的事故を補償する保険の対象の範囲に関する特約」がセットされ、電氣的事故または機械的事故を補償する保険の対象は次のものに限定されます。

①建物の機能を維持するために供される建物付帯の機械設備 ②工場敷地内に設置されているユーティリティ設備

(注4) 電氣的・機械的事故を補償する場合は、ボイラ等の破裂・爆発によってその機器に生じた損害も補償します。

(注5) 保険の対象となる機械設備を特定します。

※上記の一覧表は標準的な補償内容であり、契約時に選択いただいた補償内容と異なる場合がありますのでご注意ください。

## 2. 標準商品内容④

**PROPERTY  
MASTER**

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

〔全敷地内・全物件包括補償方式〕

### ◆全物件包括補償方式

- ①個別にご契約の複数建物・敷地内を全国1本契約に統一します。
- ②契約の更新が一度で可能となり、事務手続きが簡素化されます。
- ③バラバラな補償内容が統一され必要な補償が漏れなく手配できます。
- ④グループ企業を対象に含めることも可能です。



## 2. 標準商品内容⑤

## PROPERTY MASTER

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔従来の契約形態との比較〕

	従来の包括契約	プロパティ・マスター
契約の形態	物件種別ごとの包括契約	全物件の1包括契約
普通保険約款	普通火災、店舗総合等が混在	企業財産包括保険のみ
補償内容	限定列挙型の普通保険約款に特約で拡張補償	オールリスク型の普通保険約款
支払限度額	各リスク共通限度額(原則)	財物・利益の各限度額を設定(リスク毎の設定も可能)
利益損失への対応	企業費用・利益総合保険等を別途手配	普通保険約款で利益損失も補償
自動補償	取得日の翌月までの通知を条件とし一定額まで補償	期中の通知不要で一定額まで補償(保険期間終了後に通知)
保険料精算	保険期間満了時に精算	精算型・確定型の選択可能



## 2. 標準商品内容⑥

**PROPERTY  
MASTER**

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔支払限度額・免責金額の設定〈標準型〉〕

標準型では下記の全敷地内共通支払限度額・免責金額が設定されております。

〔貴社のリスク実態にあわせた設定も可能です。〕

#### (1) 財物に関する損害保険金

支払限度額＝  
最大敷地内保険金額

リスクごとの  
支払限度額  
10億円

免責金額  
10万円

①火災  
落雷  
破裂・爆発

②風災  
雹(ひょう)災  
雪災

③水災

④電氣的事故  
機械的事故

⑤その他  
偶然な  
事故

免責金額10万円

#### (2) 利益保険金

1年間の付保対象額(＝保険価額)

支払限度額を設定

上記①～⑤

※リスクごとに免責時間の設定あり

標準免責時間

火災、落雷、破裂・爆発	0時間
風災、雹(ひょう)災、雪災	24時間
水災	24時間
電氣的事故・機械的事故	24時間
その他偶然な事故	24時間
敷地外ユーティリティ設備の事故	24時間

## 2. 標準商品内容⑦

# PROPERTY MASTER

### 〔追加取得物件の自動補償〕

#### 〔建物、機械、設備・装置等〕

##### ■追加物件等支払限度額まで自動補償

- ・追加取得物件があっても契約時に定める財物に関する支払限度額の10%または10億円のいずれか低い額（追加物件等支払限度額）まで通知手続不要で自動的に補償

#### 〔商品・製品等〕

##### ■支払限度額まで実損払

- ・在庫が増加しても、契約時に定める財物に関する支払限度額までは通知手続不要で自動的に補償

#### 〔利益補償〕

##### ■契約時に定める利益補償に関する支払限度額まで実損払



## 2. 標準商品内容⑧

# PROPERTY MASTER

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔保険金をお支払いしない主な場合(標準的な補償内容の場合)〕

財物・利益・営業継続費用共通免責

- ① 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、保険金をお支払いしません。
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
  - ・ 風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込み(窓・戸等建物または屋外設備・装置の開口部から入り込むことをいいます。)またはこれらのももの漏入(屋根・壁等建物または屋外設備・装置の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。)。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が(損害保険金を支払う場合)に掲げる事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
  - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注)
  - ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注)
  - ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(注)
  - ・ 放射線照射または放射能汚染(注)
  - ・ 直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。)によって生じた損害
- (注) これらに該当する事由によって発生した保険金を支払う場合の事故が延焼または拡大して生じた損害、利益損失または営業継続費用、および発生原因がいかなる場合でも保険金を支払う場合の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しても保険金をお支払いしません。
- ② 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金をお支払いしません。
- ・ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物のみに生じた損害
  - ・ 保険の対象の輸送中に生じた損害。ただし、保管場所への搬出時または搬入時において損害が生じた保険の対象が所在する敷地内にある間の損害は保険金をお支払いします。
  - ・ 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害は保険金をお支払いします。
  - ・ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害

## 2. 標準商品内容⑧

**PROPERTY  
MASTER**

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔保険金をお支払いしない主な場合(標準的な補償内容の場合)〕

財物・利益・営業継続費用共通免責

- ・ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損（落書きによる汚損を含みます。）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ③ 不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害および次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金をお支払いしません。
  - ・ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害は保険金をお支払いします。
  - ・ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
  - ・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人（保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの方の法定代理人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
  - ・ 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損害。ただし、建物に設置した板ガラスに生じた破損の損害は保険金をお支払いします。
  - ・ 被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
  - ・ 保険の対象に対する加工、修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
  - ・ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害
  - ・ 電力の停止または異常な供給によって、保険の対象である商品・製品等のみが生じた損害（利益損失および営業継続費用については、電力の停止または異常な供給が1時間未満の場合に限ります。）
  - ・ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調もしくは機能停止によって生じた損害
  - ・ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
  - ・ 詐欺または横領によって生じた損害
  - ・ 万引き等によって生じた損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合に生じた損害は保険金をお支払いします。
  - ・ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足によって生じた損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取によって生じた損害は保険金をお支払いします。
  - ・ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって生じた損害

## 2. 標準商品内容⑧

**PROPERTY  
MASTER**

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔保険金をお支払いしない主な場合(標準的な補償内容の場合)〕

財物・利益・営業継続費用共通免責

- ・損害保険金を支払う場合または地震火災費用保険金を支払う場合の事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ・通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物の盗難によって生じた損害
- ・保険の対象である貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻、その他の美術品に生じた損害
- ・商品・製品等であるガラス製品、陶磁器製品その他これらに類する物に生じた損害。ただし、盗難によって生じた損害は保険金をお支払いします。
- ・土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
- ・保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害(フィラメントのみに損害が生じた場合も含まれます。)。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は保険金をお支払いします。
- ・楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損の損害。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は保険金をお支払いします。
- ・楽器の音色または音質の変化の損害
- ・保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落(保険の対象を復旧したにもかかわらず、損害発生の事実があることによって生ずる価値の下落をいいます。)によって生じた損害
- ・保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、目減りその他これらに類する損害

等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

## 2. 標準商品内容⑧

**PROPERTY  
MASTER**

立ちどまらない保険。  
三井住友海上  
MS&AD INSURANCE GROUP

### 〔保険金をお支払いしない主な場合(標準的な補償内容の場合)〕

#### 利益・営業継続費用固有の免責

- ④当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ・コンピュータ等に発生する、すべての日付誤認および日付を含む情報やコードの誤認による故障、誤作動、不具合またはそのおそれ（この事由の顕在または潜在的な問題に関する被保険者または第三者による行為、不作為または決定に起因して発生した財物の不使用または利用不能を含みます。）
  - ・国または公共機関による法令等の規制
  - ・保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
- ⑤当社は、次のいずれかに該当する事由により、利益保険金および営業継続費用保険金の保険の対象である敷地外ユーティリティ設備が損害を受けたことによって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金をお支払いしません。
- ・敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
  - ・賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
  - ・労働争議
  - ・脅迫行為
  - ・水源の汚染、渇水または水不足等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

# 3. 保険料の精算

## PROPERTY MASTER

### 〔精算方式の選択が可能〕

契約締結時に「精算方式」と「保険料確定方式」の選択が可能です。

#### 精算方式

従来の契約方式からのスムーズな移行に適しています。

■保険期間終了後に、以下をまとめて通知いただき、保険料の確定精算を実施します

- 建物、機械、設備・装置等  
保険期間中の追加物件・削除物件
- 商品・製品等  
保険期間中の在庫価額
- 利益補償  
営業収益の実績

#### 保険料確定方式

■保険契約を引き続きご継続いただく場合に限り、保険期間終了後の確定精算を省略することができます<sup>(注)</sup>。

(注)長期契約の場合は取扱いが異なります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■保険料確定方式を採用した場合でも、契約をご継続いただけない場合は確定精算を行います。

# 4. オプション特約

## PROPERTY MASTER

### 〔主なオプション特約〕

多様なオプション特約でオリジナル商品設計が可能です。

- 利益保険金対象外特約
- 営業継続費用保険金対象外特約
- 臨時費用保険金補償内容変更(10%・500万円限度)特約
- 臨時費用保険金対象外特約
- 地震火災費用保険金対象外特約
- 借家人賠償責任・修理費用補償特約
- 借家人賠償責任・修理費用補償(火災等限定)特約
- 家賃補償特約
- 業務用通貨等盗難補償特約
- ボイラ等破裂・爆発損害補償特約

等

リスク実態、負担可能  
コストに応じて補償範囲の  
取捨選択が可能です！



# 5. 被災設備修復サービス① *PROPERTY MASTER*

## 被災設備修復サービス(緊急処置費用補償特約)

プロパティ・マスターには2014年4月1日以降始期のすべてのご契約に緊急処置費用補償特約が自動セットされており、この特約により世界的な災害復旧専門会社グループの一員であるリカバリープロ株式会社による、「機械設備の汚染状況確認」「最適な復旧方法の提案」「被災設備の修復」「腐食抑制応急処置」等の被災設備修復サービスが実施された場合に発生する緊急処置費用を補償します。

※さらに詳しいご説明として「被災設備修復サービスのご案内(提案書)」、「被災設備修復サービス(チラシ)」をご用意しています。



### 「緊急処置費用補償特約」の概要

火災、水災等の事故(保険契約で補償の対象となる事故に限ります。)により罹災し、保険の対象である建物、機械・設備等のサビまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、次の緊急処置(損害の発生または拡大を防止するために必要または有益である処置に限ります。)が当社の指定する災害復旧専門会社(リカバリープロ株式会社)によって実施された場合に、その緊急処置費用を補償する特約です。

- ① 保険の対象の汚染物質を除去するための処置
- ② 保険の対象のサビ・腐食を防止するための処置
- ③ 保険の対象を落下物の衝突等から保護するための処置

※この特約を自動セットすることによる保険料の割増はありません。

# 5. 被災設備修復サービス② *PROPERTY MASTER*

## リカバリープロ株式会社による被災設備修復サービスの概要

リカバリープロ株式会社は、災害復旧支援を行う世界的な災害復旧専門会社グループの日本法人です。同社が行う災害復旧支援では、火災、水災等で罹災した幅広い種類の機械、設備・装置等に対して、腐食抑制応急処置および修復（分解洗浄等による汚染除去等）を行います。これにより、従来は新品に交換するしかないと思われていたものを事故発生前の機能・状態に修復するという復旧方法の選択肢が増え、事業の早期復旧に貢献します。

同社が設立されたのは2010年10月ですが、同社が所属する災害復旧専門会社グループは世界28か国に240以上の拠点をもっており、35年以上の実績もあることから世界的に高く評価されています。本サービスのご利用により、災害復旧期間が短縮することができた場合、お客さまの保有する機械・設備等の早期の修復に加え、事業中断による利益損失を抑えることが可能となります。

## サービスのご利用にあたっての留意点

- 被災設備の修復および腐食抑制応急処置を実施する場合は、貴社とリカバリープロ株式会社の間で請負契約を締結していただきます。
- 事故発生時にリカバリープロ株式会社のサービスを必ず提供することをお約束するものではありません。また、広域災害の発生等の理由によりリカバリープロ株式会社が要員を手配できない場合は、そのサービスをすべてのお客さまに直ちにご利用いただけないことがあります。
- ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。



# 6. 気象情報アラートサービス *PROPERTY MASTER*

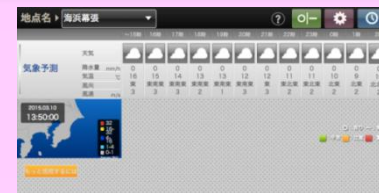
プロパティ・マスターでは2015年6月1日以降始期のすべてのご契約で気象情報アラートサービスがご利用いただけます。

## 気象情報アラートサービスとは

- ◆任意に設定した地点において、降水量、風速、降雪量が基準値を超える可能性がある場合および予め設定した範囲内で落雷を観測した際にメールでお知らせします。
- ◆観測地点はピンポイントで最大5地点まで、基準値はお客様の業務に応じた任意の設定が可能です。

### トップ画面

- ・任意に設定いただいたピンポイントの観測地点気象予報とそのレベル（平常、注意、警戒）がひと目でわかります。  
表示は、12時間先、3日先、10日先までの3タイプから選択できます。
- ・また、雨雲レーダーで雨雲の様子をチェックすることも可能です。



### ピンポイントの地点設定

- ・拠点の最寄りの大都市ではなく、設定したい観測地点の住所を登録可能です。
- ・設定した観測地点ピンポイントの予測をご提供します。



### 基準値の設定

- ・降水量、風速、降雪量、雷それぞれについて「注意」レベルと「警戒」レベルの2段階を観測地点ごとに設定することができます。
- ・基準値は、お客様の業務に合わせ、任意に設定が可能です。



### メール配信

- ・予想降水量、予想風速または予想降雪量のレベルが上がった時（平常→注意または注意→警戒）に、登録いただいたアドレスにメールが配信されます。
- ・データを受信したい日時、時間帯を設定することで、情報が欲しい時にのみメールを受け取ることができます。
- ・これにより、レベルに応じた対応策の実施要否の検討が可能となります。

※本サービスのご利用方法については、証券同封の「気象情報アラートサービス登録サイト ログイン・ご登録方法のご説明」をご確認ください。

# 7. 導入フロー①

## PROPERTY MASTER

### 〔プロパティ・マスター 導入フロー〕

#### 商品設計に必要な 情報を当社へ提供

##### ◆現状の保険付保内容

保険証券、明細書、  
保険金額・保険料・補償内容等

##### ◆保険価額判定資料

固定資産取得価額  
棚卸資産在庫価額、損益計算書

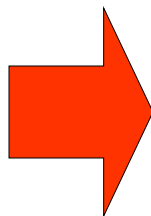
##### ◆事故履歴

保険金受取実績  
保険未付保リスクの事故実績

##### ◆主要物件の詳細情報

リスク診断の実施  
特定割引率計算書  
トップリスク情報

等



#### ご契約内容の検討・確定

##### ①対象法人の範囲の確定

貴社のみ対象か関連企業を含めるか 等

##### ②対象とするリスク区分の確定

財物リスク、利益リスク、水災、電気的事故付保 等

##### ③保険の対象の範囲の確定

建物、設備・什(じゅう)器等、商品・製品 等

##### ④協定保険価額・保険金額の確定

再調達価額ベースか時価額ベースかを選択

##### ⑤支払限度額・免責金額等の確定

標準型、個別設計型

##### ⑥保険料精算方法の選択

精算方式か保険料確定方式かを選択

##### ⑦適用料率の計算

構造、用途、リスク診断結果等の反映

##### ⑧保険期間・保険料払込方法の確定

1～5年の整数年、一時払、大口分割払 等

##### ⑨各種明細書の確定

補償内容の総括、敷地内別明細書 等

##### ⑩重要事項のご確認、各種申込手続き

# 7. 導入フロー②

## PROPERTY MASTER

### 〔リスク診断・リスクマネジメントサービスのご提供〕

- 大規模物件を中心として、「リスク診断」によりそのリスク実態に応じた保険料の提示をさせていただくことが可能です。
- MS&ADインターリスク総研株式会社の各種「企業向けリスクマネジメント・サービス」を提供させていただくことも可能です。  
詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

「リスク診断」

「企業向けリスク  
マネジメント・サービス」

■貴社固有のリスク実態を踏まえた保険料のご提示が可能です。

■リスクマネジメント体制の確立に向けた各種提案をさせていただきます。

●このご案内は「プロパティ・マスター」の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご確認ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

●ご相談・お申込先

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>